

地域計画策定推進緊急対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、市町村及び農業委員会（以下「事業実施主体」という。）が実施する、地域計画策定推進緊急対策事業実施要綱（令和5年4月1日付け4経営第3105号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）第2の（1）及び（2）に規定する事業に要する経費に対して、予算の範囲内で市町村に対して補助金を交付するものとし、その交付に関しては、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）及び山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる経費及び補助率)

第2条 前条に規定する事業の対象経費、補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請書、提出期限)

第3条 市町村長は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により市町村長に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市町村長は、補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 知事は、第3条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

- (5) 知事は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は、精算払とする。ただし、知事が必要と認める場合には、概算払により交付することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第7条 市町村長は、補助金の交付決定があった年度の第3四半期末日現在における事業遂行状況について、補助金事業遂行状況報告書（様式第6号）により、1月15日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告、提出期限)

第8条 市町村長は、当該補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助金実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消等)

第10条 知事は、第5条第2号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第4条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 事業実施主体が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 知事は、前項の規定による取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 知事は、第1項各号の規定による取り消しをした場合において、前項の返還を命ずるとき

は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 市町村長は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(財産処分の制限)

- 第 11 条 市町村長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 市町村長は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第 8 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第 1 項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第 12 条 市町村長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が 0 円の場合を含む。）は、仕入控除税額報告書（様式第 9 号）を速やかに知事に提出しなければならない。この場合において、知事に報告があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

(書類の保管)

- 第 13 条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかななければならない。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 25 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表

補助対象経費	補助率	軽微な変更
<p>事業実施主体が国要綱第2の（1）及び（2）に基づいて行う事業に要する経費（国要綱別表に掲げるものに限る。）</p>	<p>定額</p>	<p>補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であつて、補助金の増額を伴わない事業費の30%以内の増減</p>